

決 定

大阪府中央区石町1丁目1番1号 天満橋千代田ビル

債 権 者 特定非営利活動法人消費者支援機構関西
同 代 表 者 理 事 榎 彰 徳
同 代 理 人 弁 護 士 尾 崎 博 彦

大阪府天王寺区石ヶ辻町18番15号

債 務 者 株 式 会 社 V e a U
同 代 表 者 代 表 取 締 役 津 郷 千 代 子
同 代 理 人 弁 護 士 船 倉 亮 慈

主 文

- 1 債務者は、消費者との間で貸衣装契約を締結するに際し、解約時に消費者が負担する解約金について、別紙1契約条項目録の記載の条項を内容とする意思表示を行ってはならない。
- 2 本決定送達の日以降、債務者が前項記載の義務に違反して前項記載の意思表示を行ったときは、債務者は、債権者に対し、違反行為をした回数1回につき15万円の割合による金員を支払え。

理 由

第1 申立ての趣旨・申立ての理由及び相手方の意見

1 申立ての趣旨

(1) 主文第1項と同旨

(2) 本決定送達の日以降、債務者が前項記載の義務に違反して前項記載の意思

表示を行ったときは、債務者は、債権者に対し、違反行為をした回数1回につき20万円の割合による金員を支払え。

2 申立ての理由及び相手方の意見

(1) 申立ての理由

別紙2「間接強制申立書(写し)」中「申立ての理由」欄、別紙3「申立補充書(写し)」, 別紙4「主張書面(平成27年12月25日付)(写し)」及び別紙5「主張書面(2)(平成28年1月22日付)(写し)」のとおり

(2) 相手方の意見

別紙6「答弁書(写し)」中「答弁の理由」欄及び別紙7「主張書面1(写し)」のとおり

第2 当裁判所の判断

1 一件記録によれば、以下の事実が認められる。

(1) 当事者等

ア 債権者は、消費者契約法第13条に基づき内閣総理大臣の認定を受け、その後認定の更新を受けた適格消費者団体である。

イ 債務者は、結婚式用の衣装等の賃貸を業とする株式会社である。

(2) 本件債務名義の内容及び認諾の経緯

ア 債権者は、平成27年7月30日、別紙1契約条項目録記載の契約条項は消費者契約法第9条第1号に違反するものであるとして、債務者が、消費者との間で貸衣装契約を締結するに際し、同条項を含む契約の申込み又は承諾の意思表示を行わないこと、同内容が記載された契約書ひな形等の書面を廃棄すること、及びこれらを従業員らに周知させ、同条項についての意思表示を行わないように指示することを請求する書面(以下「本件提訴予告通知」という。)を送付し、同書面は、同月31日に債務者に到達した。なお、同書面受領から下記イの提訴に至までの間の被告の対応の

有無及び内容は一件記録上明らかではない。

イ 債権者は、平成27年9月2日、大阪地方裁判所に、要旨下記(ア)ないし(ウ)の各請求を内容とする訴訟（大阪地方裁判所平成27年（ワ）第8708号貸衣装契約解約金条項使用差止請求事件）を提起したところ、債務者は、同年10月30日の同事件第1回口頭弁論期日において債権者の請求を認諾し、同訴訟は終了した。

(ア) 債務者は、消費者との間で、貸衣装契約を締結するに際し、解約時に消費者が負担する解約金について、別紙契約条項目録記載の条項（本件の別紙1契約条項目録と同一内容である。）を内容とする意思表示を行ってはならない。

(イ) 債務者は、前項記載の条項が記載された契約書ひな形が印刷された契約書用紙を破棄せよ。

(ウ) 債務者は、その従業員らに対し、下記の内容を記載した書面を配布せよ。

記

株式会社V e a Uは、消費者との間で貸衣装契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載の解約金条項を含む意思表示を行いませんので、当社が当該解約金条項を使用した貸衣装契約を行うための事務一切は行わないようにし、当該解約金条項が記載された契約書用紙は全て破棄してください。

ウ 債権者は、平成27年11月27日、本件申立てをした。

2 不作為を目的とする債務の強制執行として間接強制決定をするには、債権者において、債務者がその不作為義務に反するおそれがあることを立証すれば足り、債務者が現にその不作為義務に違反していることを立証する必要はない。また、義務違反のおそれの要件は、高度の蓋然性や急迫性に裏付けられたものである必要はないと解するのが相当である（最高裁第二小法廷平成17年12

月9日決定民集59巻10号2889頁)。

- 3 債務者は、上記2の点に関し、平成27年11月20日、別紙1契約条項目録記載の条項を含まない内容に規約を変更(以下、変更後の規約を「新規約」という。)した上、同日、従業員に対して、新規約を同年12月1日から用いる旨従業員に説明し、同月30日までに変更前の規約を全て破棄した旨を主張する。

なるほどこの点、一件資料によれば、債務者において契約のひな形を変更したことが伺われるところではある。しかしながら、前記1(2)イのとおり請求を認諾した後の従業員に対する周知内容及び変更前の規約の廃棄に関しては、債務者提出の陳述書記載の内容のとおりであったとしてもなお、債務者が認諾した請求内容に沿った方法のものであるとはいえず、一件記録上、他に、認諾した請求内容に沿った周知ないし廃棄措置をとったことを示す資料はない。

この点に加え、前記1(2)アのとおり、本件提訴予告通知が到達した後の債務者の対応内容は一件記録上明らかでないことや、同イ記載のとおり請求認諾後も、少なくとも平成27年11月30日までの間は変更前の条項が用いられていたことも伺われることの各点に照らせば、前記2において摘示した内容の債務不履行のおそれは存在するものと優に認定できる。

- 4 間接強制金の額については、債務の成立、債務者の資力、不履行の状況等の諸般の事情を考慮するとともに、債務不履行により不特定かつ多数の消費者が受けるべき不利益を特に考慮しなければならないとされる(消費者契約法第47条)ところ、一件記録上、相談事例として現れた事例に関しては、解約金額が10万円前後のものが多く認められる反面、債務名義の内容等に照らせば、上記額の全額が直ちに平均的損害を超えるものと断定するには足りないことに加え、前記1(2)のとおり請求認諾に至る経緯や同3のとおり債務者の対応状況等を併せ斟酌すれば、本件において、債務の履行を確保するために相当と認められる間接強制金の額としては、違反行為をした回数1回につき1

5万円と定めるのが相当である。

5 以上のとおりであるから、主文のとおり決定する。

平成28年2月5日

大阪地方裁判所第14民事部

裁 判 官 瀬 戸 茂 峰

契約条項目録

債務者と顧客との間で締結される結婚式に着用するウェディング用衣装のレンタル契約（以下「本件貸衣装契約」という。）における消費者の都合による解約（以下「取り消し」という。）の場合の「取り消し料」を申し受ける旨の約款

消費者からの解約申し入れ時期	解約金の額
① 契約日からご使用の30日前まで	契約金額の30%